

企画提案型プロポーザル方式に関する公告

企画提案型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルを提出する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和7年2月20日

茨城県知事 大井川 和彦

1 業務内容等

(1) 業務名

柔道整復、あん摩マッサージ指圧及びはり・きゅう施術療養費支給申請書内容点検業務

※業務内容の詳細は別添仕様書のとおり

(2) 委託事業の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は団体であること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）の競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定による茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。
- (6) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有する者であること。
- (7) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法等

担当部局に設置した選定委員会において、下記（2）の評価項目により、応募書類にて審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(2) 企画提案を審査するための評価項目

- ① 業務の基本方針
- ② 業務の実効性
- ③ 業務の効果的な運営
- ④ 業務実施体制
- ⑤ 業務のスケジュール
- ⑥ 個人情報管理
- ⑦ 業務にかかる経費

4 手続等に関する事項

(1) 担当部局

茨城県保健医療部保健政策課国民健康保険室
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
電 話 029-301-3172
F A X 029-301-3139
E-mail koso7@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 説明書の閲覧（交付）

① 閲覧（交付）期間

令和7年2月20日（木）から令和7年3月7日（金）までの平日とする。
いずれも午前9時から午後5時までとする。（ただし、正午から午後1時までを除く。）

② 閲覧（交付）場所

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
茨城県保健医療部保健政策課国民健康保険室

③ その他

県ホームページからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/koso/index.html>

(3) 応募書類の提出期限等

① 提出期限

令和7年3月7日（金）午後5時必着

② 提出先

上記（1）に同じ

③ 提出方法

持参又は郵送（一般書留による）に限る。

5 その他

(1) 応募書類の作成及び提出に関する一切の費用は、プロポーザルを提出する者の負担とする。

(2) 提出された応募書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

- (3) 虚偽の記載をした応募書類は無効とする。
- (4) 提出された企画提案が採用された場合、その使用权等の一切の権利は茨城県に帰属するものとする。
- (5) 企画提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画内容・経費をそのまま委託するとは限らない。
- (6) 当該公告に基づき生じた権利義務は、本委託事業に係る令和7年度茨城県当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。